

川崎市立労働会館使用に関する減免措置取扱要領

川崎市立労働会館条例（昭和26年川崎市条例第73号）第16条及び川崎市立労働会館管理運営要綱第4条の取り扱いについては、この要領によるものとする。

1 川崎市経済労働局

経済労働局が主催する、その事務・事業のために使用するときは、施設の利用料を免除する。

2 川崎市（経済労働局を除く、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局、各区役所、会計室、上下水道局、交通局、病院局、消防局、市民オンブズマン事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査事務局、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会事務局等（以下「事務分掌条例第1条に掲げる局等」という。））

（1）市が経済労働施策として主催する、その事務・事業のために使用するときは、施設の利用料を免除する。

（2）市が経済労働施策以外の目的として主催する、その事務・事業のために使用するときは、施設の利用料の50%を減額する。

3 川崎市（経済労働局を含む、事務分掌条例第1条に掲げる局等）

（1）市が、川崎市内外にむけて川崎市のイメージアップを図るなどのために、市民を挙げて実施する事業に使用するときは、施設の利用料を免除する。

（2）市が、災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するときは、施設の利用料を免除する。

4 経済労働施策に取り組む団体として川崎市の認める団体

経済労働施策に取り組む団体として川崎市の認める団体が、その目的のために使用するときは、施設の利用料の50%を減額する。

（1）川崎市内の労働組合の連合団体または労働福祉団体

川崎市内の労働組合の連合団体または労働福祉団体が、その目的のために使用するときは、施設の利用料の50%を減額する。

（2）川崎市内の単独の労働組合（単組）

川崎市内の労働組合が、川崎市と共催事業を実施する等、川崎市と協働して経済労働施策の推進のために使用するときは、施設の利用料の50%を減額する。

（3）学校

学校教育法に定める学校、専修学校又は各種学校が、その生徒、学生等の就労支援や、川崎市の経済労働施策の学習の目的等、労働会館の設置目的に沿って使用するときは、施設の利用料の50%を減額する。

5 保育スペースとしての使用

健康管理室又は第4交流室、第5交流室を保育スペースとして使用するときは、施設の利用料を免除する。

ただし、同時時間帯に会議室等の有料施設を利用する者に限る。

6 その他

川崎市の共催又は後援にて実施する事業において会館の利用目的に沿って利用するもの又は指定管理者が特別の理由があると認めるものについては、当該事業の態様を勘案し、その都度市長と協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。